

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。

当施設が、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 泊料金
- (4) その他当施設が必要と認める事項

宿泊客が、宿泊中に前事項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとみなします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明した時は、この限りではありません。

前項の規定により、宿泊契約が成立した時は、宿泊期間(3日を超える時は3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当施設が指定する日までにお支払いいただきます。

申し込み金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定する当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

宿泊契約の申し込みを承諾するあたり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体である時
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2号の規定により当館が申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。

当施設は宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後17時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第7条 当施設は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団員準構成又は暴力団関係者その他反社会勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団の該当するものがあるとき
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められたとき。
- (5) 宿泊に関し暴力要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊当日、当施設の倶楽部ハウスにおいて外の事項を登録いただきます。

- (7) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (8) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (9) 出発日及び出発予定日
- (10) その他当施設が必要と認める事項

宿泊客が第12条の料金の支払いを、クレジットカード等の通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

当施設は前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便乗に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料金の3分の1
- (2) 超過6時間までは、室料金の2分の1
- (3) 超過6時間以上は、室料金の全額
- (4) 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は当館内においては、当施設が定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい時間は備え付けのインフォメーションブック等にご案内いたします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊料金の支払いは、通貨又は当施設が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した時、ゴルフ場フロントにおいて行っていただけます。

当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第13条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により、宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当施設は宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
当施設は前項の規定にかかわらず他の宿泊施設をあっ旋できないときは、違約金相当額補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。
ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客が倶楽部ハウス並びにゴルフ場フロントにお預けになった物品又は、現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当施設はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当施設その種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当施設はその損害を賠償しません。

宿泊客が、当施設内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってセンターハウス並びにゴルフ場フロントにお預けにならなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、当施設はその損害を賠償しません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に倶楽部ハウスにおいてチェックインする際にお渡します。

宿泊客が、チェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は該当所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。

前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管について当施設の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償を責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

(キャンセルポリシー)

- ・ 宿泊の7日前のキャンセルの場合、宿泊料の50%のキャンセル料を頂きます。
- ・ 宿泊の2～3日前(連泊分を含む)のキャンセルの場合、1日当たりの宿泊料(該当日数分)の70%のキャンセル料を頂きます。
- ・ 宿泊日の前日(連泊分を含む)のキャンセルの場合、1日当たりの宿泊料(該当日数分)の70%のキャンセル料を頂きます。
- ・ 連絡無き不泊(連泊分を含む)の場合、1日当たりの宿泊料(該当日数分)の100%のキャンセル料を頂きます。
- ・ 当日(連泊分を含む)キャンセルの場合、1日当たりの宿泊料(該当日数分)の100%のキャンセル料を頂きます。